

# 宮城県岩ヶ崎高等学校同窓会会則

第1条 本会は、宮城県岩ヶ崎高等学校同窓会と称し、事務局を岩ヶ崎高等学校内に置く。

第2条 本会は、会員の親睦を図り母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、下記の会員をもって組織する。

- 1 通常会員 本校ならびに鶯沢工業高等学校卒業生（旧岩ヶ崎高等女学校卒業生含む）但し修了生も入会することができる。
- 2 特別会員 本校現教職員
- 3 名誉会員 本校並びに旧鶯沢工業高校旧職員

第4条 本会に、下記の役員を置く。

- 1 会長 1名 会員の中より選出し会務を総理する。
- 2 副会長 5名以内  
会員の中より選出し会長を補佐し会長事故ある時はこれに代わる。
- 3 顧問 若干名 会員の中より会長これを推挙し、会の諮問にあずかる。
- 4 参与 1名 本校校長をあて、会長が委嘱し、会務に参与する。
- 5 幹事 若干名 学年幹事は会員の中より年度別に互選し、常任幹事は会長指名とし、事業の企画運営並びに重要な事項の協議にあたる。
- 6 監事 若干名 会員の中より選出し、会計監査にあたる。
- 7 庶務・会計 各1名 会員の中より会長が委嘱し、庶務及び会計を処理する。
- 8 事務局員 若干名 事務局長は、本校の総務部長（教諭）をあてる。事務局員には、本校職員の総務部員をあてる。会計補助員として、本校職員の事務職員をあてる。

第5条 本会の役員の変更は定期総会において行う。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条 本会は下記の事業を行う。

- 1 会報発行
- 2 その他必要な事項

第7条 本会は、毎年1回夏季に定期総会を開く。総会費は出席会員に負担させることがある。

第8条 本会の経費は、会費（入会時3,600円）・協力金（一口2,000円）・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第10条 本会の会計は、総会において報告するものとする。

第11条 積立金は母校の記念事業に協賛するものとするが、必要に応じ各事業への支出も認めるものとする。

第12条 会員はその住所、姓名等に移動があった時はその都度本会に連絡する。

第13条 本会会則改正その他重要事項は、総会の決議を要する。但し急を要する場合は役員会の決議により処理する。

附 則

- 1 この会則に定めたもののほか、本会の運営上必要なことは、別に定める。
- 2 この会則は昭和24年3月17日から施行する。
- 3 この会則は平成16年8月1日から施行する。(会則の一部改正)
- 4 この会則は平成22年8月1日から施行する。(会則の一部改正)
- 5 この会則は平成24年8月5日から施行する。(会則の一部改正)
- 6 この会則は令和元年8月3日から施行する。(会則の一部改正)